

個人情報ファイル簿

5-3-1

1	個人情報ファイルの名称	上下水道料金システムファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
4	個人情報ファイルの利用目的	下水道使用料の徴収に利用する。	
5	記録項目	1 使用者番号、2 使用者氏名、3 使用者住所、4 使用者電話番号、5 請求先氏名（郵便物受取人氏名）、6 請求先住所（郵便物受取人住所）、7 請求者電話番号（郵便物受取人電話番号）、8 使用開始年月日、9 使用休止年月日、10 用途、11 水量、12 計量事項、13 請求事項、14 収納事項、15 還付事項、16 停水事項、17 届出者名、18 届出内容、19 受付年月日	
6	記録範囲	上下水道利用者	
7	記録情報の収集方法	本人・申込者から提出される書類または電話等により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)新見市総務部総務課総務係 (所在地)〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	—	

個人情報ファイル簿

5-3-2

1	個人情報ファイルの名称	下水道使用開始等届出書・口座振替依頼書ファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
4	個人情報ファイルの利用目的	現在に至るまでの使用者を記録するために利用する。	
5	記録項目	1 使用者番号、2 使用者氏名、3 使用者住所、4 使用者電話番号、5 請求先氏名（郵便物受取人氏名）、6 請求先住所（郵便物受取人住所）、7 請求者電話番号（郵便物受取人電話番号）、8 使用開始年月日、9 使用休止年月日、10 口座番号	
6	記録範囲	上下水道利用者	
7	記録情報の収集方法	本人・申込者から提出される書類または電話等により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	－	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)新見市総務部総務課総務係 (所在地)〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
12	個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	－	

1	個人情報ファイルの名称	督促状・催告状対象者リストファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
4	個人情報ファイルの利用目的	滞納者の状況を管理するため。	
5	記録項目	1 使用者番号、2 使用者氏名、3 使用者住所、4 請求先氏名（郵便物受取人氏名）、5 請求先住所（郵便物受取人住所）、6 調定年月、7 未納件数、8 未納額	
6	記録範囲	上下水道料金の滞納がある者	
7	記録情報の収集方法	上下水道料金システムからデータを抽出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新見市総務部総務課総務係 (所在地) 〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	—	

個人情報ファイル簿

5-3-4

1	個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金システムファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
4	個人情報ファイルの利用目的	下水道事業受益者負担金の徴収に使用する。	
5	記録項目	1 受益者番号、2 受益者氏名、3 受益者住所、4 受益者電話番号、5 請求先氏名（郵便物受取人氏名）、6 請求先住所（郵便物受取人住所）、7 請求者電話番号（郵便物受取人電話番号）、8 賦課年度、9 受益者負担金額、10 受益地住所、11 受益地地目、12 受益地面積、13 減免事項、14 徴収猶予事項、15 収納事項、16 受付年月日	
6	記録範囲	下水道事業受益者負担金納付義務者	
7	記録情報の収集方法	下水道事業受益者負担金申告書により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新見市総務部総務課総務係 (所在地) 〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	—	

個人情報ファイル簿

5-3-5

1	個人情報ファイルの名称	排水設備管理システムファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課工務係	
4	個人情報ファイルの利用目的	下水道接続申請者及び使用者の管理のため	
5	記録項目	1. 申請者氏名、2. 申請者住所、3. 申請者電話番号、4. 設置場所、5. 使用者氏名、6. 使用者住所、7. 受付年月日	
6	記録範囲	下水道接続申請者及び使用者	
7	記録情報の収集方法	本人から提出される書類により収集	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)新見市総務部総務課総務係 (所在地)〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	—	

個人情報ファイル簿

5-3-6

1	個人情報ファイルの名称	合併浄化槽特定維持管理一覧ファイル	
2	行政機関等の名称	新見市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部下水道課管理係	
4	個人情報ファイルの利用目的	新見市が管理する合併浄化槽の管理	
5	記録項目	1 使用者住所、2 使用者氏名、3 浄化槽接続月日、4 浄化槽保守日、5 浄化槽の人槽の大きさ、6 浄化槽の保守管理費、7 浄化槽のメーカー、8 浄化槽の設置業者	
6	記録範囲	浄化槽使用者	
7	記録情報の収集方法	浄化槽使用開始届	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)新見市総務部総務課総務係 (所在地)〒718-8501 新見市新見 310-3	
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
19	備 考	—	